

さいたま市監査委員告示第26号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年1月6日付けさいたま市監査委員告示第2号で公表した定期監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和5年9月8日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	三	神	尊	志
同	高	子		景

指摘事項等措置報告書

(病院事業会計)

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>行政財産の目的外使用許可(現金自動支払機、自動販売機)に係る施設光熱水費等負担金において、損害保険料の算定を誤っていたので、さいたま市財産規則第27条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第12の2に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【病院施設管理課】</p>	<p>1 収入事務</p> <p>損害保険料の算定については、再計算を行い不足分について請求を行いました。</p> <p>今後は、さいたま市財産規則及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領を遵守し、適正に対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【病院施設管理課】</p>
<p>2 支出事務</p> <p>会計年度任用職員の任用において、任用通知書に記載された勤務時間とは異なる勤務時間で勤務していた。また、1日の勤務において、任用通知書に記載された正規の勤務時間を超えて、7時間45分の範囲内で行った勤務時間を別の日に振り替えていたので、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【病院総務課】</p>	<p>2 支出事務</p> <p>任用通知書の記載の勤務時間と異なる勤務実態がある職員については、任用時間を変更する手続きを行いました。また、任用通知書に記載された正規の勤務時間を超えて勤務した場合については、振替対応をせず、規則に基づき時間外勤務手当を支給しています。今後も、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【病院総務課】</p>
<p>3 契約事務</p> <p>(1) さいたま市立病院機密文書収集運搬廃棄処理業務委託において、仕様書に業務の一部委任ができる規定を設けていないにもかかわらず、</p>	<p>3 契約事務</p> <p>(1) さいたま市立病院機密文書収集運搬廃棄処理業務委託における業務の一部を委託する事務については、協議を行い、業務内容一部承</p>

受託者以外の業者が一部業務を行っていたので、さいたま市業務委託契約基準約款第5条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【病院施設管理課】

- (2) さいたま市立病院公金の集金及び両替業務委託において、一般競争入札の公告に係る決裁区分を部長決裁とすべきところを、課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【医事課】

4 資産管理事務

- (1) 固定資産の管理において、固定資産台帳に廃棄済のものが登録されていたので、さいたま市病院事業の財務に関する特例を定める規則第12条及び第13条並びにさいたま市立病院物品管理要綱第6条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【病院財務課】

- (2) 固定資産の管理において、年1回の实地確認を行っていなかったもので、さいたま市立病院物品管理要綱第6条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【病院財務課】

認願を受け、承諾しております。

今後は、さいたま市業務委託契約基準約款を遵守し、適正に対応してまいります。

【病院施設管理課】

- (2) 令和5年度に行うさいたま市立病院公金の集金及び両替業務委託において、一般競争入札の公告に係る決裁区分を部長決裁とし、事務処理を行っていくように改めます。

【医事課】

4 資産管理事務

- (1) 固定資産台帳に登録されていた廃棄済みの資産については、除却処理を行いました。今後は、適正な固定資産管理を行ってまいります。

【病院財務課】

- (2) 令和4年度においては、さいたま市立病院物品管理要綱第6条に基づき年1回の实地確認を行いました。今後も適正な固定資産管理を行ってまいります。

【病院財務課】